

越前市告示第96号

公示送達について

地方税法第20条の2及び越前市市税賦課徴収条例第18条の規定により、下記の者に送達すべき文書について、次のとおり公示送達する。

令和8年8月14日

越前市長 平林 透

記

- 1 送達すべき書類 令和8年7月14日発送 越税第1196号
- 2 送達を受けるべき者 NAKASHIMA GUILHERME TORAJI
- 3 書類の保管場所等 越前市府中一丁目13番7号
越前市総務部税務課に保管し、随時交付する。
- 4 公示送達期間 令和8年8月14日から7日間

以上